

2026年度国立研究開発法人国立がん研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2026年度国立研究開発法人国立がん研究センター調達等合理化計画を、以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立がん研究センターにおける2025年度の契約状況（国立がん研究センター会計規程第39条第5項によるものを除く）は、表1のとおりであり、契約件数は938件、契約金額は1,009.5億円である。また、競争性のある契約は625件（66.6%）、915.7億円（90.7%）、競争性のない随意契約は313件（33.4%）、93.8億円（9.3%）である。

前年度と比較して、競争性のある契約については、件数が減少し、金額は増加している（件数は18.8%の減少、金額は378.3%の増加）。

件数が減少した主な原因は、少額随意契約の基準額が変更となった影響などによるものである。

金額が増加した主な原因は、病院情報システムの更新（80.4億円）や物品物流管理業務等の複数年（3年以上）契約の増加（628.2億円）などによるものである。

競争性のない随意契約については、件数が減少し、金額は増加している（件数は24.9%の減少、金額は3.4%の増加）。

件数が減少した主な原因は、少額随意契約の基準額が変更となった影響などによるものである。

金額が増加した主な原因は、「日本ゲノム医療推進機構（GeMJ）」の発足にかかる役務の調達に係る随意契約が増加（2.2億円）したことなどによるものである。

表1 2025年度の国立がん研究センターの調達全体像（単位：件、億円）

	2024年度		2025年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(64.9%)	(67.9%)	(66.1%)	(89.3%)	(▲19.5%)	(+370.8%)
	770	191.4	620	901.3	▲150	+709.8
企画競争・公募	(0.0%)	(0.0%)	(0.5%)	(1.4%)	(-%)	(-%)
	0	0	5	14.4	+5	+14.4
競争性のある契約（小計）	(64.9%)	(67.9%)	(66.6%)	(90.7%)	(▲18.8%)	(+378.3%)
	770	191.4	625	915.7	▲145	+724.3
競争性のない随意契約	(35.1%)	(32.1%)	(33.4%)	(9.3%)	(▲24.9%)	(+3.4%)
	417	90.7	313	93.8	▲104	+3.1
合計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(▲21.0%)	(+257.8%)
	1,187	282.1	938	1,009.5	▲249	+727.3

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の括弧書は、対前年度伸率の増減である。

(2) 国立がん研究センターにおける2025年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、一者応札・応募契約件数は307件（52.7%）、契約金額は187.3億円（54.4%）である。

前年度と比較して、一者による応札・応募による契約については、件数が減少し、金額は増加している（件数は21.1%の減少、金額は144.3%の増加）。

件数が減少した主な原因は、少額随意契約の基準額が変更となった影響などによるものである。

金額が増加した主な原因は、病院情報システムや大型医療機器等の物品の調達（93.6億円）や、工事の調達（12.4億円）に係る一者応札・応募等が増加したことなどによるものである。

表2 2025年度の国立がん研究センターの一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		2024年度	2025年度	比較増▲減
2者以上	件数	350 (47.4%)	275 (47.3%)	▲75 (▲21.4%)
	金額	101.5 (57.0%)	156.9 (45.6%)	+55.3 (+54.5%)
1者	件数	389 (52.6%)	307 (52.7%)	▲82 (▲21.1%)
	金額	76.7 (43.0%)	187.3 (54.4%)	+110.6 (+144.3%)
合計	件数	739 (100.0%)	582 (100.0%)	▲157 (▲21.2%)
	金額	178.2 (100.0%)	344.2 (100.0%)	+166.0 (+93.1%)

(注1) 計数について、当表の「合計」欄と表1の「競争性のある契約」欄との差は、不落随意契約分である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争入札等における一者応札・応募案件について、重点的に状況に即した調達の改善に努めることとする。

また、合理的な調達方法の活用を検討し、経費等の節減及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 競争入札等における一者応札・応募に関する調達

競争入札等において、一者応札・応募の適正化に努める。

①～⑤の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組みにより、競争契約に占める一者応札・応募割合を前年度より低下させる。】

① 業務委託について、公告から開札までの入札公告期間を公告日及び入札書受領期限を除く14営業日以上確保する。

② 契約締結から履行開始までの契約準備期間を十分確保する。

③ 競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定した競争参加資格により競争に付すこととし、競争を事実上制限するような競争参加資格を設定しない。

また、仕様書については、できる限り特定の業者のみが応札できる内容とならないように留意し、競争性の確保及び癒着等の不正行為の抑止に努める。

④ 入札の説明を受けたうえで入札に参加しなかった者に対しては、任意の聞き取り調査を実施し、参加しなかった要因を把握、分析し、改善策を検討する。

⑤ 高額医療機器、システム等に係る保守について、保守の対象となる物品等を調達するときに、併せて競争に付すことを検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約の低減を図るとともに、システムに関する調達については、システム構築に要する人員の業務実績等を報告することを仕様書に明記して、システム構築に係る費用の適正性の確保に努める。

(2) 共同入札の実施による調達の効率化

2026年度において、物品の購入等に係る契約のうち、他の国立研究開発法人等の間において、医薬品等の共同購入による調達の効率化を図ることを検討していく。【当該取組により、経費等の節減と事務処理の効率化を図る。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 発注・契約に関する意思決定手続等（執行統制体制）の構築と運用の確立

投資委員会において、一定規模以上の調達案件の必要性及び投資対効果について、審議決定するほか、部門ごとの調達案件実施決定手続、調達案件の発生情報及び執行状況を把握等する内部統制体制が引き続き確実かつ効率的に運用するよう努めていく。

(2) 競争性を確保した業者の選定

2回以上連続して一者応札・応募となった契約案件については、契約監視委員会においてフォローアップを行い、その要因分析や改善を図ることとしており、引き続き当該委員会において、一者応札・応募の要因を検証し、複数者が応札・応募できるよう検討を行っていく。

(3) 随意契約に関する内部統制の確立

一定額（500万円）以上の随意契約案件については、法人内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

(4) 不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組

調達担当職員に対する研修の実施等により不祥事の発生未然防止に努めるとともに、外部委員を委員長とする仕様策定委員会により仕様書内容の事前チェックを実施し、検収については、発注する担当職員のほか、発注を依頼した部門の担当者が検収することにより、契約に係る給付の完了を適正に確認する体制を整備しており、2026年度においても、引き続き検収が確実に行われるよう、さらに徹底する。

また、研究費による物品（250万円未満の少額物品）について、電子入札システムを活用して調達する等、調達の適正化及び効率化を図り、手続の透明性、公正性を最大限に確保して、適正経理に努めるとともに、研究費執行マニュアルを周知徹底して、引き続き研究費の適正な運用、管理に努める。

新たに不法行為、不祥事等につながる恐れのある事項が認められた場合は、防止策を随時検討する。

4. 官公需法に基づく価格転嫁等対策及びPFI事業の活用について

官公需法に基づく価格転嫁等対策については、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（令和8年4月6日）に規定されている「令和8年度末までに100%の実施を達成すべき措置」及び「令和9年度末までに100%の実施を達成すべき目標」並びに「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和7年12月16日府省庁等申合せ）を踏まえて取り組む。

なお、PFI事業の活用については、現時点では該当する施設等の整備等がないため当面は想定していない。

5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告して、主務大臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定等に反映させるものとする。

6. 調達等合理化の推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、統括事務部長を総括責任者とする調達等合理化検討会において、必要な改善策等を検討するものとする。

総括責任者 統括事務部長

副総括責任者 副統括事務部長、財務経理部長

構成員 築地C財務経理課長、柏C財務経理課長、築地C企画経営課長、柏C企画経営課長、
築地C調達課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2回以上連続の一者応札・応募

案件)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その結果に基づいて法人が講ずる措置を検討し、その審議概要を公表する。

7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、国立がん研究センターのホームページにおいて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組事項の追加等があった場合には、本計画を改定するものとする。